

賃借人事故対応費用保険（費用・利益保険）

全ての賃貸人（収益物件オーナー）組合員さまへおすすめします。

賃借人事故対応費用保険とは

賃貸住宅戸室において、賃借人の独居死・自殺・犯罪死が発生した結果、被保険者が被る家賃の損失利益について保険金を支払う商品です。

保険金をお支払いする損害

家賃収入の損害	◆ 空室期間中の家賃の喪失利益損害 ◆ 家賃を値引きしたことによる喪失利益損害
費用の損害	◆ 戸室の原状回復のために要した費用損害

保険の対象施設・戸室

- ◆ 原則、建物1棟の全ての賃貸住宅戸室を対象とします。
※一部の賃貸住宅戸室を限定して保険の対象にすることも可能です。

保険の対象に含めることができない施設・戸室

- ◆ サービス付き高齢者向け賃貸住宅、有料老人ホーム、老人福祉施設
- ◆ 保険の対象施設における一部の戸室
- ◆ 住宅戸室以外(店舗や事務所など)
- ◆ 被保険者が所有していない賃貸住宅戸室

補償の内容

補償種類	補償内容	約定支払 限度期間	保険金額
家賃の補償 (事故発生戸室)	空室家賃 賃貸借契約の終了日から1か月を超えて、次の賃貸借契約が締結され 場合、次の賃貸借契約までに得られなかった家賃を補償 <補償額：本来家賃×縮小てん補割合80%×空室期間※2>	賃貸借契約終 了日※3(また 値引開始日)か ら 12か月間	各戸室月額家賃 × 80%
	値引家賃 値引期間に得られなかった本来家賃との差額を補償 <補償額：(本来家賃－値引家賃) ×縮小てん補割合80%×値引期間		
家賃の補償 (隣接住宅 戸室※1)	空室家賃 隣接住宅戸室に原状回復費用が発生し、かつその入居者が事故発見後 か月以内に賃貸借契約を解除した場合に、次の賃貸借契約までに得ら なかった家賃を補償 <補償額：本来家賃×縮小てん補割合80%×空室期間※2>		
	値引家賃 値引期間に得られなかった本来家賃との差額を補償 <補償額：(本来家賃－値引家賃) ×縮小てん補割合80%×値引期間		
原状回復費用	修復、清掃、異臭の除去または消毒など、戸室を事故発生直前の状態 旧させるために支出した実費（敷金を超える分）を補償	事故発見日か 12か月以内	50万限度

※1 隣接住宅戸室とは、事故発生戸室と接触面のある共同住宅内の被保険者が賃貸している賃貸住宅戸室をいいます。

※2 空室期間または値引期間に1ヶ月未満の端日数が生じる場合には1ヶ月を30日とみなした日割計算によるものとします。

※3 値引開始日は、事故発見後に家賃の値引きを開始した日で、事故発生戸室の場合は賃貸借契約の事故発見直後の終了日から12ヶ月以内、隣接住宅戸室の場合は事故発見日から12ヶ月以内であることを要します。

※4 1回の事故において、空室期間と値引期間がある場合は、それぞれの期間の合計が約定支払限度期間を超えないものとします。

保険料例

単位	年額保険料
1戸室あたり ※部屋の大きさや、家賃の多寡にかかわらず一律料金です。	3,000円